

# 平成27年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年12月10日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年12月10日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
8番議員	亀澤進	9番議員	山本俊康
10番議員	榊原淑友	11番議員	片岡健
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健                      議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第65号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について
- 議案第66号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町農業委員会の委員の定数条例について
- 議案第69号 森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について
- 議案第70号 森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第72号 平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第76号 森町道路線の廃止について
- 議案第77号 森町道路線の認定について

< 議事の経過 >

議長 ( 榊原淑友 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田 彰 君 ) 3点ほど質問させていただきます。

議案第65号ですが、提案いただいた資料の1ページ、その下段に情報提供ネットワークシステムとあります。これはJ-LISの中間サーバーということでしょうか。

二つ目には、マイナンバー、町民の皆さんもなかなか理解が難しいところで、急に出てきたような法律ですので、その目的の中に、公平・公正な社会保障給付がうたわれているわけです。強いて言えば、社会的弱者の立場の人たちに重点が置かれているのではないかと私は見ておるわけですが、申請手続が簡素化されるということを行行政側はおっしゃるわけですが、逆にそれによって厳格化される、補助とか助成とか、そういったものが厳格化されるのではないかなというような気持ちもするわけですが、その辺はどうでしょうか。

それから、職員の皆さんも今度のこのマイナンバーに関してはなかなか教育というか知識というか、そういったものも大事なところになってくると思いますが、元々職員の皆さん、公僕という意識が高い中で働いておられますので、その辺の公僕意識の徹底とか、能力の向上が求められてくると思いますが、その辺の教育というか、徹底はどのようにされているのかお答え願います。

議長 ( 榊原淑友 君 ) 総務課長。

総務課長 ( 杉山真人 君 ) 総務課長です。まず1点目の情報提供ネットワーク、これは西田議員のご指摘のとおり、地方公共団体情報シ

システム機構の中間サーバーを使って情報提供を行う場合には、という意味でございます。ですから、ご質問のとおりでございます。

それから、目的が公平・公正な社会、申請手続、行政側が厳格になるのではないかと、こういうご質問だと思いますけども、この第3条第4項のところに、みなし規定がございまして、ここにいろいろ申請書類を揃えて今まで出していたものを、それを簡素化するような、ここに第4項ございまして、この情報というのは、今までも使っていた情報をあえて申請者の方に提出していただくなくてもできますよと、こういうみなし規定ですので、ここで簡素化されてくると、このように考えております。

次に、研修でございますが、こちらについては当然取り扱う職員については、国・県、それから民間の研修にも派遣をしております。庁内でも取り扱う職員については、やはりいろいろ規制がございしますので、以前にも申し上げましたとおり、取り扱う職員は限られております。そうした職員への研修は当然行っていく予定でございます。以上です。

議長  
6番議員

( 榎原淑友 君 ) 6番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) このマイナンバーが、今後いろいろなものに拡大をされていくじゃないかというようなことも言われている中で、現在このように条例改正、この部分では出されてきてますが、例えば今後、また条例改正が必要になってくるっていうようなことがあれば、教えてください。

議長  
総務課長

( 榎原淑友 君 ) 総務課長。

( 杉山真人 君 ) 総務課長です。今我々が受けている情報の中で、これは条例改正しなさいよという部分で、今回新規の条例を制定させていただいているわけですが、これは今後どういう状況になるかは分かりませんが、できるだけ条例制定をしないような法が、例えば第3条の第3項等を見ていただくと、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため云々と書いてありますが、もしこの部分が、表の中で事務が増えた場合にはここで対応できると、そうい

う、できるだけ対応できるような文言にはしてございますが、その中でもっと違うものが出てきた場合には、そうした可能性もないとは言えないですが、今のところできる限り法改正に対応できるように条例制定をしているところでございます。以上です。

議長 ( 榊原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

8番、亀澤進君。

8番議員 ( 亀澤進君 ) 当制度により行政事務が効率化されるということを認識をしておりますが、今回の4事務以外に例えば町営住宅の入居とか、保育園の入園申請における収入確認ですか、そういったものに関してはこのマイナンバーの活用はしないということによろしいでしょうか。

議長 ( 榊原淑友君 ) 総務課長。

総務課長 ( 杉山真人君 ) 今回法律に基づいて条例制定している部分については、第9条第2項によりまして、その部分が限られておりまして、どこがマイナンバーができるかと、条例で、そこは福祉保健、若しくは医療その他の社会保障、地方税、それから防災、これに限って条例で制定してマイナンバーを利用できるよと、こういう規定がまず1点あります。

それから、もう一つこの法の中に別表1と別表2というものがございまして、例えばこの事務を連携できるというのが、番号法の別表2の第2の中に、120項目ありまして、その法に基づいて連携をしていけると。この中には、主にはやはり福祉関係とか、そういったものが主になっておりますので、これにないものについてはマイナンバーを利用できないものと考えております。別表第1の方に、「公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」と、この中に入っています。以上です。

議長 ( 榊原淑友君 ) 8番、亀澤進君。

8番議員 ( 亀澤進君 ) では、今回の条例につきましては、国の法令に含まれていないものを町の条例で定めるということによろしいでしょうか。

議 長  
総務課長

( 榑原淑友 君 ) 総務課長。

( 杉山眞人 君 ) 総務課長です。今回の条例につきましては、法は法律で規定しているものを規定しているということで、今回町の条例については、1点はこれに似ていて、例えば通知等でやっている事務、これは条例で規定しないと町ができないということで、その似た事務に限って今回条例でやっている、ということでございます。

別表第2、今回連携が主になってくるわけですが、この連携事務については例えば国と町が情報提供できるよと、こういう規定で120項目、別表第2の方で決まっているわけですが、これについては庁内連携を想定していないわけです。規定されていないと。同じ事務であってもこの中で、例えば厚生労働大臣が市町村長に対して情報提供をしてくださいよと、こういうものは法律であるわけですが、庁内の中で、例えば保健福祉関係が税務情報を聞きたい場合に、この法律の中では想定されていないものですから、今回は町の第3条第3項、ここの規定の中に町の執行機関は、法別表2の第2云々と書かれておまして、当該執行機関、ですから町が町の保有する情報については利用できる、こういう旨を今回規定したものです。以上です。

議 長  
8番議員

( 榑原淑友 君 ) 8番、亀澤進君。

( 亀澤 進 君 ) それでは、もしここに国の法令にも、また条例の方にも書かれていないものが事務が発生した場合に、先ほど西田議員からも質問がありましたが、そこは条例を改正していくということでよろしいのでしょうか。

それと、今質問した中で、まだ見ないと分からないという状況の中で、今後マイナンバーを利用するに当たって、しっかり職員がこれはマイナンバーを利用できるよというものを把握していかなければならないと思うんですが、そこについての対応はどのようにしていくのか、お願いします。

議 長

( 榑原淑友 君 ) 総務課長。

総務課長

( 杉山 真人 君 ) 当然、法律の中で利用できないとなると、条例にも規定されませんので利用できないと、このように考えております。

法令でこれが利用できるよという場合に、法令に基づいて利用できるものは、先ほど申し上げましたとおり、国とか県とかと市町の情報提供、これは法例で定められておりますが、同じ事務を町の中で利用する場合には、この条例を制定する必要があると。そうした場合にはできるだけ法令の中で動いてもいいように条例整備をしておくわけですが、もしもそういう場合に、国とたとえば市町村が地方公共団体ができる旨の規定が違う制定のされ方であった場合には、当然条例を制定する必要があると考えております。

ですが、それがない限りは条例は幾ら利用しても作ってもそれは無効となりますので、その場合には条例は規定しません。そこでご理解を頂きたいと思います。

もう1点、この連携事務というのが私もちょっと120項目と別表1が94項目くらいございます。これについては各課の方でその取扱い事務担当者の方には通知はしていると思いますが、今私がこのすべてを把握してないのは誠に申し訳ありませんが、そうしたことで今後国・県等からその利用事務についても来ているとは思いますが、研修もあろうかと思っておりますし、町といたしましても各課の職員に情報提供をして、この利用について研修をさせていくと、こういうことでございます。以上です。

議 長  
町 長

( 榊原 淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松 藤雄 君 ) 条例制定の考え方でございますけども、法律で定めている部分については、それは法律に基づいてやればいいと。法律で規定していない事務で、条例制定をする場合については、マイナンバー法の第9条の第2項でもって、地方公共団地が条例で定める事務については、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税、又は防災に関する事務に限ると、こういうふうに、条例で制定するときも、対象となる事務については限定していますから、

これ以外の内容の事務を条例で制定しようとする、これは法律に違反する条例となって無効となってしまうということですから、条例で定める場合についても、その事務の範囲は限られているということでございます。以上です。

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員 ( 鈴木托治君 ) 私はこのマイナンバー制度に対しては最初から反対してきたし、現在も反対しております。というのも、まだ町民、あるいは国民の皆様にしかりと隅々まで告知されていないし、認知度も低いと思ひまして、いったいこのマイナンバー制度はどんなもんだという人たちがまず圧倒的多数じゃないかと、このように考えております。

また、来年1月から施行ということですが、10何パーセントがまだ個人のところに着いていないというような状況の中で、果たして1月から施行できるもんかというような、非常に心配をしております。

今町長の方からも福祉とか保険とか医療とか、そういう関係だけのものであるということですが、これが最終的に、私は今の流れから言いますと、思想とか学歴、あるいは所得というようなものが全部マイナンバー制度の中に押し込まれて、個人の生き方そのものが丸裸にされる危険性を将来に含んでいるというような、こういう制度であると私は思いますので、とりあえず現在皆さんが賛成しやすいところから始めちゃおうと、そのうちにだんだんそういうものをして、全部を国家の中で、全体主義的な中で統一していこうというようなことが、若干かいま見えるところがありますので、そういう意味で私は非常に心配しておるけど、その点はどのように考えているか。お願いします。

議長 ( 榑原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄君 ) それは、まさに国会でマイナンバー法案が制定されるときに審議をされて、そして国会が可決をした法律です

から、我々は作られた法律を執行する義務がある。ですから、作られた法律について云々ということをし上げる立場ではございませんので、今鈴木托治議員がおっしゃったようなことについては、国会議員を通じて、国会の中でしっかり議論していただきたいと思えます。

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 榑原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第66号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榑原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第67号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

3番議員 ( 吉筋恵治君 ) 4日の町長の説明の中に、たばこの3級品についての丁寧なご説明を頂きました。3級品というのは、別に例えば1級品とか2級品とか、4級品5級品という区分けが他にあるのか、ちょっと勉強不足で私知りませんので、あるとすれば、その規定の分け方といいますか、そういったものを知りたいなと思っております。

もう1点は、15ページの表の下段に、特別土地保有税というのがあるわけですが、これも私ちょっと勉強不足で知らないもんですから、特別土地保有税というのはどういう区分けになっているのか、またそれがいったいどのくらいこの町の中にあるのか、金額等もし分かれば教えていただきたいと思えます。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 税務課長。  
税務課長 ( 村松也寸志 君 ) 税務課長です。ただ今のご質問にお答えします。

旧3級品というたばこの関係ですけども、他には普通に製造たばこと呼んでおりますので、6銘柄以外のものを製造たばこと呼んでおります。したがって、製造たばこについては軽減の措置がないということをご理解いただきたいと思います。

それから、特別土地保有税の関係ですけども、これは土地が所在し、又はその取得が行われた土地の市町が課税する税金ということで、平成15年度以降、当分の間課税されないということで、現在は課税はしていません。ですから、14年度までは収入がありましたけども、15年度以降町の方でも課税をしていないということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありますか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田 彰 君 ) この地方税の中で、猶予制度これが地方分権を推進するっていう観点っていうふうに、町長の説明がありましたけども、その地方分権と地方税の猶予制度の関連っていうのはどのようなところにあるのか、お願いします。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 税務課長。

税務課長 ( 村松也寸志 君 ) 税務課長です。ただ今の西田議員のご質問にお答えします。

この猶予制度っていうのは、平成26年度税制改正で、国の方が見直しを行っております。その改正を踏まえて、平成27年度の税制改正で、地方税の方についても同じような見直しを行うということです。ただ、国税と町の税金を比べますと、まず納期が、国の方は大体1回ということで、地方税の方は特に国保が8回とか、様々納期がございます。それと、国税と比べまして一つの税目の平均の税額が低いということで、国税の制度をそのまま当てはめると非常に不都合があるということで、国の方から準則が来た場合に普通は全

部文書が全部できていますけども、市町で期間とか金額を決めるような項目が抜けておりました。そこは市町の実態に合わせて決めなさいと。例えば、担保を取る場合には幾ら以下で市町村で考えてやりなさいということで、各市町が納税者の利用を考えて設定しなさいということで、今回準則が出ておりますので、その辺は市町で考えて決めると。ただ、そうは言っても静岡県内で言いますと、近隣の袋井、掛川、磐田と、そういった期間とか金額が違っていると非常に不都合でございますので、そこは袋井、磐田と連携をとりまして、同じような設定をして今回条例を定めてございます。以上です。

議長 ( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」から日程第6、議案第70号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 ( 伊藤和子 君 ) 議案第69号の推進委員の定数条例と、議案第70号について質問させていただきます。

まず、議案第69号です。ここに推進委員の定数は、政令の定める基準に従い決められ、森町は6人ということになったと思っておりますけども、この推進委員の活動区域といいますか、把握しなくてはいけない農地の範囲はどのようになっておりますでしょうか。

もう1点、推進委員は農地の集積や集約化、農地利用状況の調査、遊休農地の利用に向けた働きかけなどを現場で調整したり、相談活動を行うことになっておりますけれども、農業委員と比較して、仕事量としてはそんなに差がないのでしょうか。

議案第70号に移らせていただきます。推進委員の報酬は、市町村

ごとに一定のルールの枠内で支給できるということをございますけれども、他の県では農業委員の方よりも報酬が低いところがございました。今回の月額16千円という金額は、近隣市町を基準としたものなのか、また、農業委員の報酬額と同時にいたしましたのは、町として何か理由がございましたのか、そのあたりをお伺いさせていただきます。

議長 ( 榊原淑友君 ) 産業課長。

産業課長 ( 三浦強君 ) 産業課長です。最初に、1点目の農地の把握ということをございます。飽くまでもこれは森町全域の農地ということをご理解いただきたいと思います。

また、最適化委員の仕事の量ということではありますが、農業委員は現在17名おるわけをございます。それぞれ合議体である農業委員会での仕事、また、現場での仕事と両方あります。ですから、どちらが多い少ないっていいわけではないわけですが、飽くまでもこの仕事は両方で連携をしまして事業を進めていくということをご理解をしております。

それから、報酬をございます。今現在農業委員につきましては16千円ということになっております。この近隣市町の状況を見ますと、やはり日額のところもありますが、大体農業委員と同じくらいの金額で設定をされてございます。これも同額ということをご考えております。以上です。

議長 ( 榊原淑友君 ) 他に質疑はありますか。

4番、中根幸男君。

4番議員 ( 中根幸男君 ) 4番、中根幸男でございます。2点ほど質問させていただきます。

今回、農業委員会法が改正をされて、農業委員の選出方法が、これまでの選挙制と市町村長の選任制の併用制から、議会の同意を要件とする町長の任命制一本に大きく変更されました。

また、新たに農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が設置されたということでもあります。この委員の定数は、政令で定める

基準に従って条例で定めるとなっておりますけれども、まず68号、農業委員会委員の定数12名とした基準、これについて伺いたいと思います。

あわせて、69号の農地利用最適化推進委員、これの定数の根拠といたしますか基準について、分かりましたら伺いたいと思います。

議長  
産業課長

( 榊原淑友君 ) 産業課長。

( 三浦強君 ) 産業課長です。まず最初の農業委員の定数でございますが、ただ今中根議員からご指摘がございましたように、政令で定めるということでございますが、今現在農業者の数が1,100以下、又は農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の委員の定数は、上限が14名ということで決められております。

また、森町の農地台帳上の農地面積は1,424ヘクタールと上回っておるわけですが、農業者数については2010年の農林業センサスの数字で840人ということで、この基準に照らして、委員定数は14名となっております。

次に、最適化委員の定数でございますが、ただ今申し上げましたように、政令で定める基準に従い条例で定めるとあります。この中で農業委員会の区域内の農地の面積がヘクタール数を100で除した数以下であることということで、森町の農地台帳の面積が1,424ヘクタールであり、上限は15名となっております。

これに基づきまして、それぞれの定数について農業委員会の中で農業委員がそれぞれの地区、6地区あるわけですが、それから1名ずつの6名、また、中立な立場で公平な判断をすることができる者を1名入れなくちゃなんということなので1名、また、その他の農業者の組織する団体の推薦、あるいは一般公募などで認定農業者や女性ほか5名と、全体で12名ということで、今言った推進委員については各地区1名ずつ6名が妥当であると意志決定をしております。以上です。

議長  
4番議員

( 榊原淑友君 ) 4番、中根幸男君。

( 中根幸男君 ) 現行の農業委員の任期が延長されまして、

平成28年3月31日までとなっております。来年の3月ということで、期間も余りないように思いますが、新委員の選任、スケジュールについてはどのように考えておりますか伺います。

議 長  
産業課長

( 榊原淑友 君 ) 産業課長。

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。今議会におきまして二つの条例を制定いただきまして、委員報酬の一部改正があるわけですが、この条例改正を頂きまして、来年に入りまして1月中旬から2月の中旬、この1箇月の間で農業委員、また推進委員の推薦の公募をして参りたいと思っております。

そこで決定されれば、それぞれ推薦、公募がありまして、そこでまた検討をされ、3月の議会で農業委員につきましては議会の同意を得たいと感じております。

それと、4月になりまして町長が新たに農業委員を任命すると。最適化推進委員については農業委員会が委嘱するという形になります。以上です。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 今般、農業委員の法律が改正されて、新しい農業委員と、それから農地利用最適化推進委員、この二つが置かれたんですけども、この二つの組織で共管事項というものがございします。それは、農業委員会としてやってもいいですし、最適化委員会でやってもいいですよというジャンルがございしますので、結構農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をとりながらやらなくてはいけないという事務が出てくるでしょう。そういう関係で、報酬についても差をつけるのは望ましくないというものがございします。

どれがどうなるかというところについては、分かりやすい表を作りましたので、皆様方にお配りして、旧と新がどう変わってきたのかなというのが一目で分かる資料を作りましたから、参考までに、議長よろしければ配らせていただきたいですけれども。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 結構です。

( 資 料 配 付 )

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員 ( 鈴木托治君 ) 先だって、TPPが締結されまして、いろいろ問題もあったかと思えますけど、非常に厳しい状況の中で農業者が生きていくような形になろうかと思えます。しかしまだ、TPPが締結されても、その内容そのものが全く説明されていないということで、農業の方はいったいどうなるかという、非常な不安の声を上げているというのが事実であります。

そこで、それとは関係ないわけですが、ここに農地利用最適化推進委員っていう、農地最適化というのがありますが、その最適とは、所得で言っているのか面積で言っているのか、どれが農業の最適化になるのか、その数的な目標がありましたら教えていただきたいと思えます。

議長 ( 榑原淑友君 ) 産業課長。

産業課長 ( 三浦強君 ) 数字的なものはないというふうには思っております。この最適化というのは、農業の担い手への農地利用の集積、また集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入への促進というものが最適化と言われております。以上です。

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

3番議員 ( 吉筋恵治君 ) 2、3お伺いをいたします。

まず、68・69号の農業委員の選定をするにあたる基準っていうのがおありでしょうか。また、特別な資格が必要なのかどうかというのが1点。

それから、月額16千円という金額でございます。先ほどの産業課長のご説明ですと、日額という基準でしている市町もあるというふうに説明がありましたけども、この町の月額16千円にしてある根拠っていうのをもう1点お伺いいたします。

それから、ちょっと外れますが、この中に70号の森町特別職の職員で非常勤という文言がありますが、この森町特別職の常勤・非常

勤というのが、他のこの農業委員だけでなくあるかと思います。関連として、どのくらいの数があるのか、人数はどうなっているのかわかってというのが、お分かりになる範囲で教えていただくと有り難いと思います。

議長  
産業課長

( 榊原淑友 君 ) 産業課長。

( 三浦 強 君 ) 私の分かる範囲内でございますけれども、報酬の関係でございます。日額のところもありますけれども、県下的には日額が東伊豆とか河津町とか、伊豆の方が日額でございますけれども、農業委員と最適化委員、業務も内容も異なりまして、上下はないという観点から、同じ農業委員会の中での役員というように、対等であるというような考え方から、農業委員と同額の報酬額を決定させていただいております。

その他のどの程度非常勤の方がいるかというのは、ちょっと私は把握をしておりません。

1点目の基準でございますけれども、公募にあたりまして、農業委員につきましては認定農業者、あるいは認定農業者のOBとか、集落の営農組織の役員などが想定をしております。また、利害関係を有しない方、あるいは青年とか女性農業者なども該当すると思われましても、それぞれの委員を選定するにあたりまして、農地所有者や農業者の信頼を得て、農業者などの働きかけを円滑に実施していく能力を持つ方を地域から推薦をしていただきまして、また募集を行い、その結果を尊重して参るというふうに考えております。

議長  
総務課長

( 榊原淑友 君 ) 総務課長。

( 杉山 真人 君 ) 総務課長です。常勤・非常勤、どれくらい職員がいるかと。常勤は町長、副町長2名でございます。非常勤でございますが、参照条文がいつてるとは思いますけれども、いろいろ選挙のときの投票管理者、そういったものも全部非常勤になりますので、正確に今というのはあれですけれども、予算上で申し上げますと、例えば議員の皆様、現在11人ですね、とか、こちらに書いてある非常勤の者、それから消防団員等も非常勤の職員になりますので、そ

うしたものが予算上で、当初予算の人数でいきますと870人で計上させていただいてますが、先ほど申し上げましたとおり非常に動きがありますので、今何人かということはちょっと申し上げにくい状況です。

ですから、選挙がありますとそのときに非常勤が新たに出たり、選挙がなくなればいなくなったりというような状況もありますので、一応予算上は870人で当初予算を計上させていただいていると。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 3番、吉筋恵治君。

3番議員 ( 吉筋恵治 君 ) 一つ答弁が漏れておりますが、日額で決めてあるところもある。森町は月額をとっている、その月額にしてある森町の、年間を通すと大変多いからね、月額にしてあるんだとか、月にしてもそれぐらいの、ようするにどれくらい会合があるとか、どういう出張があるとか、月額にしてある論拠を教えてくださいというのが日額と違う、月額にしてある論拠を、森町としての考え方を一つ教えていただきたいというのが。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄 君 ) 月額の根拠でございますけども、例えば教育委員会の委員も月額でしております。で、教育委員も毎月定例を開いております。農業委員会も月額にしているというのは、毎月1回農業委員会を開いておりますして、農業委員会を開くと同時に事前の準備・調査等々も必要だということで、日額よりも月額がふさわしい、そういう判断で月額とさせていただきます。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 他に質疑はありますか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田 彰 君 ) 今回農業委員会の法律が変わったっていうわけですけども、農協法の改正に伴って農業委員会の方も変わったというふうに思いますが、今までは選挙で農業委員は選ばれていません。今回任命制となるわけですけども、その選挙で選ばれれば、本当に地域に責任を持ってやるという自覚の上で立候補もしてくると

思うんですが、今度は任命制になりますと、地域で推薦、まああの  
人にやってもらえばいいわとか、そういうな感じにもなるように思  
うんですが、また、それをまた議会に諮るということでございます  
から、議会でも責任がある。その提案された人選を承諾しなければ  
いけないと。否決する場合もあるかもしれませんが。そういう形に  
なると思うんですが、その辺でその農業委員会本来の仕事というか、  
そういったものに本当に責任を持ってやってもらえるのかという懸  
念があります。

農業団体からもかなり、今回の場合はいろいろ懸念の声が多くあ  
ったわけですが、法律は成立していますので、こうした条例改正も  
していかなければならないと思うわけですが、それと人数が、今17  
名農業委員会にはいると。そのうちの12名は選挙で選ばれる。あと  
5名が議会の方から出ていたり、有識者であるとかっていうことで  
すが、その辺で人数がこの最適化推進委員も入りますから、人数は  
それなりに保たれるよと言うかもしれませんが、実際には農業委員  
の役割、また最適会員の役割というものが分かれていまして、農業  
委員として、また最適化委員として役割と果たしてもらえるのかな  
ということが心配をされるわけです。

そして、この選ばれる12名のうちの6名、5名は有識者、また1  
名は中立委員、この中立委員と言われる人のね、全く農業に関係な  
いような人がね、例えば中立委員ですよと提案された場合に、じゃ  
あ本当にこの人が森町の農業に対して真剣に考えてもらえるのかと  
いうような心配もあるわけです。

それから、もう一つは認定農業者でなければならないと、過半数  
が。認定農業者っていうのは本当にこの森町で責任持って農業をや  
っている人たち。大変忙しい。そういう人たちが今回の農業委員会  
の中に入ってきて、農地利用最適化委員とも連携しながらやるって  
いうと、今まで以上に会議も多くなると思うんですね。そういう点  
で、認定農業者が過半数確保できるのかどうかという心配もありま  
すが、その辺はいかがでしょうか。

それから、この農地利用最適化推進委員の選考基準、先ほど多少説明があったようですけども、選考基準をもう一度明確に教えていただきたい。

それから、先ほど私が言いましたように議会での承認、同意が必要になりますから、この人たちの活動報告というものが定期的に議会に報告されるのかどうか。今までは独立した選挙で選ばれた人たちがやっているから、その人たちに任せておけばいいということでありましたけども、今回は議会で承認すると。その人たちの任命を。そうすると議会にも報告をしてもらいたいと私は考えるわけですが、その辺はどのようにされていくのか。

議 長  
町 長

( 榊原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄君 ) まず、農業委員会の制度ですね、西田議員も法律で決められたと。ですから、決められた内容についてどういう立場ではない。我々は決められた内容を適切に執行する義務があるわけなんですね。

その執行の形態として、こういう人を選任しなさいよと政令で決まっているわけですから、我々が定数だけは法律で決めたけども、どういう人たちを選任するかは任されているっていうならば、今西田議員のおっしゃるような問題も我々が責任をとらなくちゃいけませんけども、農業委員はこういう人の中から選びなさいよというふうに決められている以上は、我々はその枠でやるしかない。

そして、じゃあ選挙で選ばれた場合と議会で議決をして選任する場合との云々の比較、議会の方があたかも権限がないような質問を聞くとですね、議員としてどう思っているのかなと。私は疑問を思います。やっぱり議会の議決というのは一番重たい内容ではないのかなと。ですから、選挙もしかり、議会もしかり、その軽重というのは問うべきではないと、このように思います。

それから、選任をした委員の活動報告を議会に求める、議会の選任要件っていうのは他の委員にもたくさんございます。農業委員会だけ活動報告を求めるといっはいかがかと。少なくとも、選任を

したときに議会として最適とした委員を選任していただいて、そして任期が当然あるわけですから、その任期が来たときにこのような人を再任すべきか再任すべきでないかを議論すべきであって、その都度活動報告をするっていうのは私はいかがかと思います。

あとの細部については、担当課長の方からお答えします。

議 長  
産業課長

( 榊原淑友君 ) 産業課長。

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。最初に認定農業者の関係でございますが、現在森町には67名の認定農業者がおります。過半数以上を占めなければならぬということでございますので、一応12名の定数のうちの6名が認定農業者ということでございますが、これはまた例外規定がございまして、区域内の認定農業者が委員の定数の8倍を下回る場合、12名の定数の8倍ですので96ですけども、96名を下回る場合については、認定農業者、あるいはそれに準ずる者という形になっております。

またそこをクリアできないということになりますと、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者ということでございますので、12名の4分の1で3名以上いければいいということでございます。

それから、最適化委員の定数ですけども、一応15名と先ほどお答えしましたけども、飽くまでも現場の支障なく行えるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに一人の割合で配置するというところでございます。一応、森町については1,424ヘクタールということで、それを100で割りますと14.24ですけども、15名という、定数については上限があります。

ですから、下限というのは別に設定されておられませんので、6名で設定をさせていただいております。以上です。

議 長  
6番議員

( 榊原淑友君 ) 6番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 今町長、議会と農業委員会を、私たちが農業委員会を下に見るとか、私はそういった発言をした覚えはありません。また、やっぱり農業委員会は独立したものですのでね

- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。
- 町 長 ( 村松藤雄 君 ) 私が申し上げましたのは、農業委員会が、選挙で今までは選ばれていたと。今回は議会で選ばれる。選挙で選ばれたときと比べて議会が云々ということ言ってるんじゃないですか。
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 6番、西田彰君。
- 6番議員 ( 西田 彰 君 ) ですから、議会で同意をするということになってますよね。それを言ってるんですよ。選挙で今までやってきた人たちは、ちゃんと責任を持って、選挙で選ばれてるから、農業委員会の独立性を保たれてきたと。少なくともね。
- 今度は私たちが任命して、町長が提案するわけですけども、そこら辺がどうかって私は質問しているんですよ。別に、農業委員を下に見るとか上に見るとかっていう考えで私は質問したつもりはありません。
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。
- 町 長 ( 村松藤雄 君 ) どうもニュアンスの取り方が違ったようでございまして、私はそのように感じたもんですからそういうように答えただけで、今のような質問ならば訂正をします。
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。
- 町 長 ( 村松藤雄 君 ) 要は、私が訂正するって言ったのは、あたかも議会の選任が選挙に比べて低く見られているような感じの発言ととったものだから、そのような答弁をしたんだけども、今西田さんの説明を聞いて、そういうことではございませんと言いましたので、その部分については訂正しますと、こういうことです。
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。
- ( 発言する者なし )
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。
- 日程第7、議案第71号「平成27年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。
- これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員

( 小沢一男君 ) 2点ほどお願いします。

歳出の方でございますけども、12ページの0003、この災害対策費の中の24,211千円のうちの中で、消耗品費が10,082千円と、これにつきまして、拠点防災倉庫に保管する、避難所や災害現場の支援用の防災資機材の購入費ということで、町長からご提案がございましたけども、これをもう少しどんなものか、機材のご説明をお願いしたいと思います。

もう1点、同じページでございます。小学校の学校管理費でございますけども、小学校の施設整備費の5,077千円のうちの中で、委託料の3,089千円でございますけども、森小学校の北側と南側ということで、これが町長からご説明がございました。雨漏りとか調査、また建物検査の結果を受けたという中で、天井の落下防止等々の防災上の強化というご説明でございますけど、これ北棟の何階か、また、どういう方法でやっていくのか、その箇所と方法がもし分かりましたら教えてください。

議長  
防災監

( 榊原淑友君 ) 防災監。

( 村松利郎君 ) 防災監です。小沢議員のご質問にお答えします。

9款1項5目、災害対策費、0003、防災施設整備費の中の消耗品費でございます。これにつきましては、拠点防災倉庫に備える消耗品でございます。内訳としましては、避難所用の資機材としまして、トイレのキット、これは排便袋、それから消臭剤がセットになったものでございます。それとか、災害用の備蓄毛布、これを1,000枚購入する予定でございます。それから、避難所用に間仕切り、皆さんが避難してきたときにそこで暮らせるように間仕切り、それが二人用の避難ルームとして300組、それから、給水の袋、それから、災害現場支援用としましてロープ、それからブルーシート100枚、それとか掛矢、ショベル、こういったものを購入させていただく予

定でございます。以上です。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 学校教育課長。

学校教育  
課 長 ( 西谷ひろみ 君 ) 学校教育課長です。ただ今の森小学校南棟、  
北棟の雨漏り防水工事の箇所と工法についてのご質問でありますけども、今回北棟南棟の雨漏りが大変ひどいということで、詳細の調査を行って参りました。その結果、やはり全面改修を行わないと、今までのような部分改修では雨漏りも今後続くであろうということで、今回屋上全面にわたっての改修工事を行いたいと思っております。

それから、建築基準法に基づきまして、建物の特殊建築物の検査というものを行っておりますけども、その際校舎外壁にひび割れや爆裂等がいたるところで見られました。特に軒天等には剥がれ等も確認できましたので、何箇所という詳細ははっきり分かりませんが、南棟北棟全面にわたっての外壁の補修工事を行って参りたいと思っております。以上です。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

4 番、中根幸男君。

4 番議員 ( 中根幸男 君 ) 4 番、中根幸男です。1 点質問させていただきます。

9・10ページ、7 款 1 項 2 目、商工振興費、商店会街路灯 LED 化事業補助金 2,884 千円ですが、これにつきましては県の補助を受けて街路灯の LED 化を進めるということではありますが、場所と街路灯の基数等伺いたいと思います。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 産業課長。

産業課長 ( 三浦 強 君 ) 産業課長です。場所でございますが、本町  
発展会からの要望がございまして、オカダヤの前からまっすぐ参り  
まして、森町郵便局の前、今昭和通りと呼ばれている所ですが、そ  
こからと、あとふくや洋品店からシルバー人材センターまでの距離  
を LED 化するものでございます。全体で 18 基を予定しております。  
以上です。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

1 番、伊藤和子君。

1 番議員 ( 伊藤和子 君 ) 私からは2点ほどお伺いさせていただきます。

ただ今中根議員の方からご質問がございました、歳出の10ページ、7款1項2目、商工振興費でございすけども、ただ今本町ということでご説明がございましたけども、この補助金を頂くにあたりましては、県の補助金を頂く場合、その事業主体は魅力ある地域商業環境づくりを取り組まなければいけないという規定になっております。今回この本町が、どのような事業の計画がされているのか、また、街路灯本体が大分老朽化しておりますけれども、これはLEDの電球だけなんでしょうか。そのあたりを教えてくださいませんか。

それともう1点、歳出の12ページ、9款1項5目になります。拠点防災倉庫落成記念式設営等委託料なんですけれども、落成の記念式典はいつ頃を予定なさっているのか教えてくださいませんか。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 産業課長。

産業課長 ( 三浦 強 君 ) 産業課長です。本町発展会から要望がございまして、町民の防犯のためというものと、明るい商店街づくりにおいて、活気ある商店街を演出したいという本町発展会からの要望がございす。LED化に対する。また、明るい商店街を演出し、電気料の削減と発展会の負担を軽減していきたいという要望がございす。

また、LED化と、あと現在あるポールも、支柱となるポールも替えるということでございす。以上です。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 防災監。

防 災 監 ( 村松利郎 君 ) 伊藤議員のご質問にお答えします。

拠点防災倉庫の落成記念式ですが、拠点防災倉庫の完成を来年の1月末と予定しております。順調にいけば1月末に完成して、式典

を2月の中～下旬くらいに予定できればいいかなと、こんなふうに考えています。以上です。

議長

( 榊原淑友 君 ) 1番、伊藤和子君。

1番議員

( 伊藤和子 君 ) 先ほどの商店街の、私取組についてご質問させていただいたんですけれども、明るい商店街を目指すということですけども、これは具体的に何を計画なさっているのか報告をしなければいけないようになっております。

以前、私たち栄町の町内会の商店街としては緑化運動といたしまして、プランターにお花の方を植えまして、各商店街の名前を入れまして、置いてございます。役場の前にも置いてございますけれども、そういった具体的な取組を、今回この本町としてどのようなことをなさるのかお聞きしたいと思います。

議長

( 榊原淑友 君 ) 産業課長。

産業課長

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

地域商業パワーアップ事業と、そのソフト事業ということでございますが、栄町商店街につきましては、ただ今伊藤議員から栄町商店街のプランターを設置して、店の前に置いていると、季節ごとの花を植栽しているということでございますが、今現在本町の商店街の方は検討中でありまして、一応店舗の前にベンチを設置して、高齢者が休憩できるスペースを確保したいと。また、明かりとして森ほたるを使用するというので、8月のイベントにつなげていきたいというような意向もあるということもお聞きしております。

また、栄町商店街と隣り合わせということでございますので、緑化運動を更に広げるために緑化運動も検討していきたいということでございます。以上です。

議長

( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

3番議員

( 吉筋恵治 君 ) 説明書の歳入の5・6ページでありますけれども、14款2項6目、総務費、国庫補助金、457千円でございます。

これは、公職選挙法が改正されまして、来年度から18歳以上が有権者となる、このシステム改修というふうに思いますが、現在の段階でこの18歳から20歳未満、有権者がこの町に来年増えるとみられる、おおむねでありますけれども、現在どのぐらいの人数がいるか教えていただくと有り難いです。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 総務課長。

総務課長

( 杉山眞人 君 ) 総務課長です。現在の人数、一番早い国政選挙のときになります、現在17歳の方が多分18歳になられる。で、18歳の方は19歳になられて参政権が得られる。で、19歳の早生まれの方は当然そのときに貰えるということで、今現在17歳が165人、18歳が157人、19歳が156人ですが、早生まれ等もありまして、その選挙の日によって人数は変わると思いますし、当然3月に住基の移動等もございしますが、大体300人くらいは新しく森町の中で参政権を得るのではないかと、このように考えております。以上です。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員

( 鈴木托治 君 ) 5番、鈴木です。歳出の10ページの、6款3項4目、町民の森維持管理事業の工事内容ですけど、これ町長が説明したかもしれませんが、ちょっと私聞き漏らしたかもしれませんのでその工事内容と、あとこの町民の森、いったい年間どれくらいの方が見学つちゅうか、遊びに利用しているかということがもし分かりましたら教えていただきたいと思っております。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 産業課長。

産業課長

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。ただ今のご質問にお答えします。

工事内容でございしますが、広域農道を走りまして南ゲートを入ったところに四阿があるわけですが、四阿の北側に防護柵があるわけですが、防護柵がちょうど切れておりまして、そこが約8.5メートルあります。その防護柵と、あと北口ですけども、町道宮代東大洞院線から入りまして、北ゲート入り口から約200メートルの地点

にベンチを1基置きたいということでございます。

それから、年間の入場者といいますか、あそこに人が常駐しているわけではありませんし、また、カウンターも設置しておりませんので、分かりませんが、土日になりますとかなりの人が駐車場いっぱい車を置いて歩かれていますと、ウォーキングをされているというのが我々は確認はしております。

この財源ですが、飯田の酒井心一さんから寄附金を頂いて設置しておりますので、今年で9回目ということになります。以上です。

議長 ( 榊原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田彰君 ) 歳出の9・10ページ、6款3項2目、林業振興費、未利用間伐材利用促進補助金、この未利用、今間伐材は山へね、切ったまま放置されているのが現状だと思いますが、この未利用間伐材をどのように利用するために補助金を出すのでしょうか。

それから、同ページ8款2項3目、町道太田川圃場南4号線改修、のちに町道認定の議案が出るわけですが、幅員や工法、これがどのようにされるのか、そして完成はいつ頃を予定しているのか、これは中川の工業団地に附随したところだと聞いております。

それから、11・12ページ、8款3項2目、新堀川浚渫6,000千円ほど出ておりますが、昨年も9月議会の補正で、すいません逆でした、昨年の議会のときには6,100千円、今回は7,000千円ということで、浚渫がされるということですが、この新堀川は総延長どのくらいあって、実際その浚渫を必要とする箇所はどれくらいあるのか。そして、この予算でどれぐらいが浚渫を、去年と今年でされるのか、更にこれ、私ずっと下まで見させてもらいましたが、ずっと下の方まで必要じゃないかなと思うんですが、これを毎年6,000千円7,000千円かけてやっていくと、相当な金額になると思うんですが、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

それから、11・12ページ、9款1項5目、避難所夜間照明灯29基

を付けるということですが予算でいきますと1基あたり大体470千円ぐらいかかると思うんですが、これはどのような機能になるんでしょうか。太陽光でやるのか発電機でやるのか。その辺分かれば教えてください。

議長 ( 榎原淑友君 ) 産業課長。

産業課長 ( 三浦強君 ) 産業課長です。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。未利用間伐材利用促進対策事業でございますが、この目的は齢級の低い占用地に対して助成をするというものでございます。搬出が多く見込めない、ヘクタールあたり50立方メートルの箇所を本事業で支援するというので、今回約37ヘクタールあたり立方を支援をするものでございます。未利用の間伐材、そこに搬出じゃなしに切捨てで置くというものでございます。以上です。

議長 ( 榎原淑友君 ) 建設課長。

建設課長 ( 村松弘君 ) 建設課長です。西田議員のご質問にお答えします。

太田川圃場南4号線でございますけども、工事費については今回の補正には計上しておりませんが、計画している道路でございますが、計画幅員としては9.5メートル、延長として225メートルでございます。

完成の見込みでございますが、来年度から工事に着手しまして、全体が完成できるのは平成30年くらいを目途にしております。

中身につきましては、水路工とか、道路の中にカルバートを入れて水路を造ったりすることが計画されております。新しく道を造るということですので道路の築造ということでございます。

それから、新堀川でございますけれども、全体の延長は3,400メートルでございますが、去年は浚渫を750メートルほど、今年度の7,000千円につきましては690メートルを予定をしております。今回、地元の部農会の方とかからの要望もありまして、現地も確認し、区間につきましては市場橋から谷中の方に向かっていくところに橋がありまして、その橋の所から下流に690メートルということで、

県道よりもまだ少し東側で止まりますけども、そこまでを計画しております。

地元の方と一緒に、担当がこの河川を歩いておりまして、下流につきましては浚渫が必要な所は余りないと。小藪川との合流地点の所に少し浚渫しなければいけないような所があるのではないかなということをございますが、ここの今度の浚渫を見て、状況を見ながら考えていきたいと思っております。以上です。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 防災監。

防災監 ( 村松利郎 君 ) 防災監です。9款1項5目、災害対策費の西田議員のご質問がありました指定避難所夜間照明灯設置工事につきまして、どのようなものであるかということですが、これにつきましては太陽光の発電を利用しまして、夜間点灯させるものでございます。電球についてはLEDを使いまして、そのもの自体が高さ3メートルくらいの支柱の上に太陽光発電パネルをつけたものでございます。以上です。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田 彰 君 ) 林業振興費の間伐材の利用ですけども、非常に苦しいところじゃないかなと産業課でも思うんですが、実際なかなか木が利用できないというのが現状だと思います。この補助金はどこへ補助をするのでしょうか。また、実際僕らこののでいくともう利用されるんだというふうに見るわけですが、その辺どのような利用がされるのか。未利用を利用するってことですか。ただ間伐するということだけですか。間伐ができない所を間伐すると。

それから、新堀川、690メートルですので結構長い距離をやるということですが、場所が開渠になった所というと、幅が60センチか70センチ、80センチはないと思いますが、それから深さが恐らくそこらじゃないかと。一宮で今水と環境を守る会っていうので、水路の浚渫とかそういうものができれば、自分らでやらなきゃいけないところを、やれない所をじゃあこれでやりましょうっていうようなところもありますけども、極力地域の人がやりましょうと

というような方向に今いつているわけですが、新堀見ますと、や  
ってやれんことはないじゃないかなと、農業者なりそこに関わる人  
たちが、というような気もするんですが、今後様子を見て、またや  
らなきゃいけないっていう状況だったらやるということですが、そ  
の辺そういった協力っていうものが得られるのかなというような気  
持ちがあるんですけども、建設課ではどんなふうを考えておるでし  
ょう。

それから、夜間照明灯ですけども、太陽光っていうことですが、  
も、例えば3日も4日も雨の日が続いてしまって、水害で被害が出  
たと、避難をしなければいけないとか、そういったときには太陽光  
ですと実際働くのかなと。3日も雨が降り続いて日があたらな  
いと、太陽光で果たして照明できるのかなという気もしますが、  
その辺はどうでしょう。

議 長

( 榊原 淑友 君 ) 産業課長。

産業課長

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。先ほどの未利用の関係です  
が、これは飽くまでも齢級の低い占用地に対して助成をするとい  
うことで、搬出が多く望めない所ということで、若干補助要件の中  
には搬出材積が若干出すという、ヘクタールあたり1立方以上とい  
うことで規定はされていますけども、ほとんどがそこで切捨てをする  
というのが多いというふうに思っております。森林組合です。以上  
です。

議 長

( 榊原 淑友 君 ) 建設課長。

建設課長

( 村松 弘 君 ) 建設課長です。新堀川につきましては、地  
元の方については草刈り等、それから簡単な維持管理については、  
その都度やっていただいているというふうに理解しております。今  
回の浚渫につきましては非常に大がかりな浚渫で、今年の9月の豪  
雨のときに、もう少しで堤防を越えてしまうという状況にありまし  
て、この渇水期に急いで作業する必要があるということをお願いを  
しているものでございます。

下流につきましては先ほども申し上げましたとおり、余り堆積し

ている所はないですが、若干心配な所は様子を見て、予算の範囲内でできればやりますし、状況を見てやりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 防災監。

防 災 監 ( 村松利郎 君 ) 指定避難所の夜間照明でございますが、先ほど申し上げましたとおり、太陽光のものでありますので、太陽光の発電である程度は充電して、何とか時間持つと思います。ただ、ずっと天気が悪くて日照がなければ、やっぱりそれは照明として使えなくなりますけども、ただ、避難所の方には発電機なんかも設置しておりますので、発電機とか投光器を使いまして、それに代わるものとして使えるのではないかと、このように考えております。以上です。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をします。再開を11時10分から行います。

( 午前11時00分 ～ 午前11時10分 休憩 )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第72号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第73号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第10、議案第74号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第

2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 榊原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第11、議案第75号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 榊原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第12、議案第76号「森町道路線の廃止について」及び日程第13、議案第77号「森町道路線の認定について」議案2件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

( 西田彰君 ) 今回町道路線の認定、また廃止ということで出されているわけですが、道路がまだ実際にはできてないという、計画段階である中で、認定だけはしていくというところにね、ちょっと違和感があるわけですが、当然理由があって、そのようなことになると思うわけですが、その辺の説明をお願いしたいのと、また、こういったやり方が、これから他の、例えばスマートインター周辺とか、インター周辺とか、そういった所で工場を誘致したりとか、そういったときに、当然道路がなければできないわけですが、そういったことはしていく可能性はあるのか、それをお願いします。

それから、道路が工業団地ということで、9.5メートル、また工法先ほど説明ありましたが、結構重量のある車が入るという想定もされるわけですが、これ議案とは離れてしまいますので説

明しませんと言われちゃうかもしれませんが、先ほど聞けばよかったですけども、そういった道路そのものの幅員とかがそれで十分なのか、今取合道路になってると一緒にずっと同じ幅でいくっていうことであるのか、9メートルってというのが私が測ったわけではないので、今ある4号線の幅がそのままいくのか、9メートルっちゅうとそこらになるのか分かりませんが、ちょっと狭まってしまうとか、広くなるよ、その辺が分かりましたらお願いします。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まず、道路認定、いつかけるのかということでございます。やはり道路ができることが確実になるということでない、やっぱり道路認定をしないと、実際には道路ができませんでしたよっていうと、これは議会に対して失礼になるでしょう。また、町民に対しても失礼になってしまうということですね。

ですから、道路の工事が完了しなければ認定しなくてはいけないかどうかというふうな条件はないわけです。ですから、例えば昨年も向天方の町道認定のときも、寄附をしていただけると、で、そこに道路としての位置づけができるというときに町道認定をさせていただいております。

今回も、今まではずっと太田川用水にかける橋等々の構造について調整をしてきて、その見通しもたった。次に、道路にかかる地権者についても、もし予算が通れば売却に応じてくれますかと、こういう話し合いをしまして、予算が通れば応じますと、こういう内諾を頂くことができましたので、この時点において、予算が通れば用地を買収する見通しがついたと。

それから、もう一つは強制収用という、公共道路についての特別措置法の適用が、税務署と協議すれば適用することができて、50,000千円控除を使うことができるということですから、当然税務署と協議をするときに、道路としての位置づけがなされていますかということが聞かれますから、そういう意味では、このように道路として認定をしましたと言え、税務署との協議も非常にしやすくなる、

スムーズにいくことができると、こういう理由でございます。

それから、今回の道路については、国が経済対策の事業として社会資本整備交付金の対象として、道路を造るということと、工業団地の造成をセットというか、そういう計画を一緒にやる場合については、道路の部分について社会資本整備交付金の対象としますと、こういうふうな制度ができましたので、この社会資本整備交付金を28年度、国のほうぼうに要望していこうという予定をしております。

今、ここの道路については、工業専用区域となっておりますけども、色塗りだけは工業専用区域に色塗りしてあるんですけども、社会資本整備、何もしてないわけですね。ですから、企業が来ようとしても、今残っている工業専用区域について道もついていないと。自分らが自ら道をつけてやらなければそこに進出できないと。こういう矛盾がございます。

ですから、昔のように経済が伸びているときに、こういう色塗りだけしてあればよかったんですけども、今はもうほとんど工業専用区域については、道路もセットで整備していくと。区画整理事業も同じことなんですね。だからそういう関係で、今回も社会資本整備交付金と、それから工業団地の開発と、それからもう一つは、今後企業が来たときの宅地造成、工業造成、工業団地としての造成が見込まれることで、今正直、この道路の北側の部分については、企業局に造成をしていただいて、そして企業局が造成したところを民間が進出していただくと、こういう予定をしております。で、企業局とも話し合って、道路ができれば企業局としては造成に協力しますということでございますので、まずは道路認定をして、道路の位置づけをし、そして道路の地権者から買わせていただいて、道路を町が整備すると。それを踏まえて、企業が工業用地としての造成をすると。そして、企業に来ていただく。まあ、これが一つの内陸フロンティアとしての位置づけなのかなと、このように思っています。

道路の幅員なんですけども、開発工事の条件として9メートル以上なければいけないということですから、今回は9メートルの道路

を造る。既存の道路については9メートルを一部欠ける部分がございます。ですから、既存の道路については、将来的には先が9メートルになっていますので、9メートルに近い形で整備していく必要はあろうかと思えます。

それから、道路の構造ですけれども、国の社会資本整備交付金を貰いますので、道路構造令にあった道路として整備していくということでございます。

次に、今後企業が進出するときに道路はどうするのという部分になってこようかと思えます。やはり、その土地土地によって、相当の広い面積ですと、町もある程度道路については協力しないと民間さんも進出ができませんだろうというときには、その民間さんの進出と町の整備の位置づけをうまく両方がマッチすれば、そういう手法もあるんじゃないのかなと。ただ、小規模でそのために新しい道路をつける、そして道路の経済的効果がどうなのというところも勘案しながら、道路はつけていかななくてはいけないんじゃないのかなと、このように思っています。

議長  
6番議員

( 榎原淑友君 ) 6番、西田彰君。

( 西田彰君 ) 森町の懸案であります、企業に来ていただいて地域の雇用を守る、また、税金も上げるという方向に、これが結びついていけばいいかなと思えますが、ちょっとまた外れてしまいますが、これを横切っている南北の道路がありますけれども、これはうんと細い、金山化成の所は広いですけど、それから北の方は、これは中川下の方へいくわけですけども、狭くなっていますけれども、やはり今後こういった道路がなければ、今町長も言ったように企業が来にくいということもあるんですが、今度の認定される行き止まり付近の道路っていうのは、もし今後、道路っていうことを考えていくと、また造っていかなければいけないっていうように思うんですが、これが3年間ここかかるわけですよ。できるまでに。するとまたその先、道路また造っていくと、また6年先ということになってしまって、どんどん遅くなっていくと思うんですが、その辺も

うちちょっとスピードアップしてできないんでしょうか。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) まずは、この道路認定の図面を見ていただきまして、金山化成静岡の位置があって、その先が工専区域になるわけですね。ですから、この工専区域に企業が進出をして、どういう土地利用をするのかという内容が固まらないと、道路をどうつけていったらいいのかというのが決まってこないと思うんですね。ですから、やはりこの工専区域までタッチをして、工専区域に企業が進出できる環境を整えておくと。それから先については企業と相談しながら計画をするという方がいいのではないかなと思います。

それから、金山化成から中川のこの土地改良で造った農道でございます。確かにそんなに広くはないんですけども、これも今度企業が造成する予定のところについては、当然その道路までは広い道路になって造成をしていくのではないかなと思います。

当然、ここに約9メートルの道路、大規模農道からここへタッチする道路は確保されていますので、やっぱりこの先どういう、水田としてやっていくなれば今のままでいいわけですし、この工専区域を拡大していくっていうならば、その拡大している所を拡幅していくということになってこようかと思しますので、やはりこれも今後の土地利用の様子を見ながら、将来どうしていくか決めていく問題ではないかなと。先行してやっていくことは可能かもしれませんが、それだけお金もかかりますし、また、その効果というのも見定めなければいけませんから、やはり土地利用のあり方と併せて道路を考えていくと、このように思います。

議 長  
6 番議員

( 榊原淑友 君 ) 6 番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 先ほどの町長の答弁の中で、たとえばインター周辺、またスマートインター周辺、小規模であればなかなか難しいとか、森町としては中川も含めて3地域が工業専用地域に指定、企業に来てもらいたいという思いもあるわけですので、その辺その、小規模だからできない、大規模なら企業の、関係してくるからやり

よいかっていうと、なかなか、大企業が来るならいいですけど、一般的には大企業の下請けとか、資本金も1億かそこらの企業になると思うんですけども、そうするとなかなか今の経済状況では来にくいというのもあるのでね、その辺で小さくとも、小規模の開発にしても、それは町がある程度率先してやったほうがいいかなと思うんですが、その辺は、参考で。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 私が小規模と申し上げましたのは、進出する企業の規模ではなくて、造成しようとする土地の面積を指しているわけですから、中小企業も複数来て、その造成しようとする面積が一定の面積になれば、それはそれでやっぱり応援するって問題ではないのかなと、このように思っています。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木托治君。

5 番議員 ( 鈴木托治 君 ) 5 番、鈴木です。それこそ、ここの団地の町道が拡幅されて、そしてこれから企業が誘致できるような条件が整ったわけでありまして、森掛川インターができ、スマートインターもできたけれど、なかなかその周辺には思うような、工場誘致に適したような土地も含め面積もないわけで、ここならばちょうどスマートインターと旧の東名との間にありまして、工場もたくさんありますので、当然この辺は青地の田んぼだと思いますけども、やっぱりここに集中的に工場を誘致するっっちゃうことは非常に私は有利なことだと思います。そういう意味で、企業局と今造成の関係で話をしているというのは、大体どれぐらいの面積でしょうか。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 想定面積は1ヘクタール余程度を想定しています。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 5 番、鈴木托治君。

5 番議員 ( 鈴木托治 君 ) 1ヘクタールっっちゃうと相当に広い面積であります。今森町は税収の面でも、あるいは人口流出の面でも、だ

んだん日本のどこの町と一緒に人口が減少しておるわけですが、ここにできるだけ多くの企業を誘致するためには、こういうときに一気に、1ヘクタールとは言わないようなことも想定に入れながら計画していく必要性もあるじゃないかと思いますが、その点はどうでしょう。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 企業局にお願いするのに、進出企業の見通しがなくてお願いしても、企業局は対応していただけないということですので、やはり企業局にお願いする以上は、想定する進出企業をイメージをして、そしてこういう企業が来ますので、企業局さん協力していただいけませんか、こういうことで対応する。企業局に事業をやっていただく一番のメリットは、農振地域の除外がこの内陸フロンティアの対象地域で企業局が造成しようとするときには、農振の除外についても特別扱いをしていただけるという利点がございいます。

ですから、それらをうまく活用しながら、農振の除外を合わせて行うことができ、造成もできて、町はその造成についてリスクを伴わずに整備ができるという、これら諸々のことがございいますので、企業局の応援をしていきたいと。ただ、企業局と町が契約をするときには、債務負担等々、もし企業が来なかった場合には町が責任を持ちますよという債務負担を取られますけれども、それはもうその時点に、これから議会にお願いするようになるかと思っておりますけれども、その時点においては進出企業がはっきりしている段階だと思っておりますので、そういうリスクはほとんどゼロだと、このように思っています。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

8 番、亀澤進君。

8 番議員 ( 亀澤 進 君 ) 廃止路線の起点の番地と、今回認定の起点の番地の違いってというのは、実際の番地と道路台帳の違いかと思いますが、他にこうした道路台帳の方で、実際の番地と違うような場

所がどれぐらいあるんでしょうか。で、今後修正もされていくんでしょうか。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 建設課長。

建設課長 ( 村松 弘 君 ) 建設課長です。今回の廃止路線の起点でございますけども、これ当初認定したときは昭和60年の3月ということで、過去の書類を見ますと、通称広域農道が完了前ということで、地番が分筆されていなかったか、あるいはまだ登記が確定してなくてこの地番であったというふうに思います。

今回新たに認定のときには、広域農道の道路が分筆をされておりました、ルールに従って一番右側の地番を使うということでございまして、この地番になっております。

他の路線でこういう分筆等で地番が違っている所があるかどうかということもございますけども、基本的には土地に動きがなければいけないわけです。ただ、県道の拡幅とかで、それに伴って町道が分筆とかで地番が動いたりとか、そういった可能性はあるかと思っておりますけども、それは道路台帳を直していくと。あと、町道の方でも改築等によってあれば直しますが、今現在どれぐらいあるかということ把握はできない状況にあると思っております。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月21日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する討論・採決及び一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

( 午前11時35分 閉会 )